



障害ってどこにあるの？ ところと社会のバリアフリーハンドブック 教師用解説書

発行：国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 ☎ 03-5253-8111(代表)

作業協力：社会システム株式会社

イラスト作成：加藤マカロン

<ご覧になった方へ>

「もっとこういう冊子に」「もっとこういう情報が欲しい」などのご要望・ご意見がありましたらご連絡ください。

スパイラルアップ(継続的改善)の観点から、適時この冊子を見直し、皆様の声でよりよいものにしていきたいと考えております。

障害ってどこにあるの？ ところと社会のバリアフリーハンドブック

教師用解説書



国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

障害ってどこにあるの？ ～こころと社会のバリアフリーハンドブック～

教師用解説書

はじめに

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、人々が障害の有無等にかかわらず互いに認め合う、共生社会の実現が求められています。特に、高齢者、障害のある人が安心して日常生活や社会生活をおくることができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害のある人の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「こころのバリアフリー」が重要となっています。

● これからのバリアフリー教育に必要な視点

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）において、共生社会の真の実現に向けて、『障害の社会モデル』の考え方を全ての人が理解し、具体的な行動に変えていくことが求められています。**社会モデルとは、「障害」を捉える新しい考え方です。「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務**だとしています。この考え方を踏まえると、これまで障害のある人がうけてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会にあってはならないものです。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられる存在だといったステレオタイプの理解も誤りです。

一人ひとりがこの『障害の社会モデル』の考え方を理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要です。

こうした理念を、子供の時から継続的に学んでいくことで、障害の社会モデルをスタンダードとして理解し、共感し、さらにはさまざまな「障害」について学びたいと考えるなど、共生社会の一員としての姿勢を身につけていくことが望まれます。

障害者基本条約等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ仕組みの推進が求められており、また、2020年（平成32年）度以降、順次実施される新学習指導要領においても、「多様な人々が共に生きる社会の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを子供たちに培っていくことが重要」とされており、学校教育全体を通じた指導の一層の充実が求められています。

「障害ってどこにあるの？～こころと社会のバリアフリーハンドブック～」(以下「ハンドブック」)は、『障害の社会モデル』を習得し、社会にある障害を取り除くために具体的な行動がとれるようになることを目的として作成しました。

本書は、ハンドブックを用いて授業を行う際の教師用解説書として、ハンドブックの解説や、補足資料を追加したものです。是非これらのハンドブック及び教師用解説書を学校の授業等で活用していただき、「こころのバリアフリー」の理解促進にお役立てください。

教師用解説書の使い方

ハンドブックは、主に中学生を対象として作成したものです。障害理解に関する資質・能力は、学校教育全体を通じて育成するものであることから、各学校の判断で各教科に取り入れていただければと思います。次ページ以降に指導のポイントや留意点、ハンドブックの解説などを掲載していますので、授業等における指導に活用してください。また、ハンドブックは、障害の社会モデルに基づく、こころのバリアフリーについての入門書となっています。バリアフリーについて学習するにあたり、まずは「理念」を理解することが重要です。具体的な接遇の方法の体験学習等の前提として、ハンドブックで示している考え方について学んでいただければと思います。

本書は、障害の社会モデルの考え方にに基づいた記述をしています。

なお、障害は本人の意思によるものではないこと、また、社会的「障」壁によって実際に権利利益の侵「害」を受けているという観点から、「障害」を経験している人のことを「障害のある人」と記載しています。

教師用解説書の構成

ハンドブックで学習するポイントをアイコンで示しています。

学習目標

ポイント

授業の流れ

指導上の留意点

生徒が主体的に取り組むべき課題

解説

※24ページ、25ページのワークシートは、配布用にご活用ください。

本ハンドブックのポイント

障害のある人は決して特別な存在ではありません。障害があっても、高齢になっても、どんな立場でも、「安心して自由に生活を続けたい」と願う気持ちはみんな同じです。誰もが暮らしやすい社会を実現するために、社会の一員として、これからの社会をつくっていく私たちから行動の輪を広げていきましょう。

● 障害やバリアの問題を自分のこととして捉えよう

障害のある人は社会全体から見ると少数と言えますが、誰もがその少数になる可能性を持っています。しかし、施設などの社会環境は、多数を占める人に合わせて作られていることが多いため、障害のある人など少数である人たちにとっては、不便さや困難さといったバリアを生むことがあります。このような少数である人たちにとっての社会にある「困りごと」に気づき、社会の一員として、自分のこととして捉えていく視点を養いましょう。

- 社会の中に困っている人がいることに気づく (※ 2ページ)
- 障害の社会モデルの考え方を理解し、障害のある人が生活を営む上で防げとなるバリアは、一人ひとりの行動で取り除いていくことができることを理解する (※ 3～4ページ)

● 違いを尊重し、相手の身になって考えよう

具体的にさまざまなバリアによってどんなことに困っているのかを知ること、お互いの違いを尊重し、共によりよい社会をつくっていくことを考えていきましょう。

- 自分にとってのバリアを考えることで、障害の社会モデルの理解を深め、バリアの問題を自分のこととして捉える (※ 5～8ページ)
- 種類も程度もさまざまな心身機能の障害の理解を前提として、障害のある人が直面しているバリアを具体的に考える (※ 7～8ページ)

● 自分ができる具体的な行動について考えよう

相手の身になって考えられる知識や考え方を身に付けたら、次は具体的な行動をどう起こしたらよいのかを考えましょう。バリアを取り除くのは、施設などを整備することだけではなく、みなさん一人ひとりの行動で解決できることもあるのです。

- 身の回りのバリアフリー設備やその工夫を学び、誰のために設置されているのかを理解し、自分ができる配慮を考える (※ 9～14ページ)
- 自分のこととして「こころのバリアフリー」を捉え、行動できるようにする (※ 15～20ページ)

● 3 ●

- 障害の社会モデルの考え方について (※ 21～22ページ)
- バリアフリーに関するサイン・シンボルマークを学ぶ (※ 23ページ)

※ハンドブックの1ページ目は、ハンドブックで学ぶ内容の全体像を把握できるようになっています

(1)ハンドブックのねらい

●「障害の社会モデル」の考え方の習得(1.～2.)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害があるということは特別なことではなく、個性のひとつとも捉えられる。しかし一方で、社会の中では障害のある人は少数であることから、社会環境に十分な配慮がなされておらず、バリアが生じて困難な状況を強いられることが多い。

こうした社会構造とその中における障害のある人の立場、生じている社会環境におけるバリアについて『障害の社会モデル』の考え方にに基づき理解させる。

● 社会環境にあるバリアに気づき、これを取り除く方法について考える(3.～5.)

自分の身の回りにあるバリアを考えることから始め、障害のある人が直面しているバリアについて学び、まちにある「バリアフリーの工夫」を通じて、バリアを取り除く方法を考えさせる。

● こころのバリアフリーの実践に向けて(6.)

『障害の社会モデル』という理念と知識の両面からバリアフリーについて学習した上で、バリアを取り除いていくために「自分自身ができること」を具体的に考えさせる。しかし、障害といっても多様であり、バリアを取り除く方法もさまざまであることから、バリアフリー施設・設備の整備に加え、コミュニケーションをとることが重要であることを理解し、実践をイメージさせる。

そして、全体の学習を通して、「障害のある人＝かわいそう」といった偏見をなくし、差別のない共に生きる社会をつくっていくことの大切さを学ぶ。

(2)展開例

学習内容	学習目標	教師の指導・支援
●「障害の社会モデル」の考え方の習得(1.～2.)		
1.多数を占める人たちに合わせた社会 (ハンドブック P2)	社会には、少数である障害のある人を生活しづらくしているバリアが多数存在しており、それによって困難を強いられている人がいることに気づく。 また、以下の3つの視点を得る。 ・多様性を認める ・多数を占める人たちと少数である人たちがいる ・多数を占める人たちに合わせた社会には、少数である人たちにとってのバリアが生じている	今の社会にある、多数を占める人たちに合わせて作られた社会環境に気づかせる。 発展 障害のある人は特別な恩恵や優遇が必要な存在なのではなく、少数である人たちという理由で不利益を被らないように社会の仕組みから変えることが重要だという視点を理解させる。
2.障害の社会モデルを理解する (ハンドブック P3-4)	障害の社会モデルの考え方を理解し、障害のある人が生活を営む上で妨げとなるバリアには、一人ひとりの行動で取り除いていくことのできるものもあることを理解する。	従来の考え方である「医学モデル」と対比させながら、障害の社会モデルを理解できるよう促す。 発展 障害の社会モデルは条約や法律で示されている考え方であるため、条約や法律を守るという意識の下、社会の一員として行動していかなければならないことを認識させる。

学習内容	学習目標	教師の指導・支援
●社会環境にあるバリアに気づき、これを取り除く方法について考える(3.～5.)		
3.自分の身のまわりのバリアについて考える (ハンドブック P5-6)	自分にとってのバリアを考える。そして、バリアの問題を自分のこととして捉えることで、障害の社会モデルの理解を深める。 <ワーク> 自分にとってのバリアを考える。	各個人の特性上やりたくてもできないことなど、障害の社会モデルの考え方にに基づくバリアの要因を導き出させ、社会環境に配慮がないことで問題が生じていることを認識させる。 発展 班などでディスカッションを行うことでより理解を深める。
4.心身機能の障害のある人が直面しているバリアを知り、自分は何ができるか考える (ハンドブック P7-8)	種類も程度もさまざまある心身機能の障害の理解を前提として、障害のある人が直面しているバリアを具体的に考える。 <ワーク> 社会モデルの考え方で障害のある人にとってのバリア及びその解決策を考える。	「障害」への理解として、心身機能の障害について補足的に説明し、その上で「社会的障壁」であるバリアを具体的に考えることで、両者の相互作用によって「障害」が創り出されているということを理解させる。 発展 班などでディスカッションを行うことでより理解を深める。
5.まちにあるバリアフリーの工夫を学ぶ (ハンドブック P9-14)	身のまわりにあるバリアフリー設備やその工夫を学び、誰のために設置されているのかを理解し、自分にできる配慮を考える。	駅や公共交通、まちなかなどのバリアフリーについて説明する。誰のために設置されているのか、その背景も理解させ、設備があることだけでなく、一人ひとりができる行動についても考えさせる。 発展 課外活動などの機会を活用し、バリアフリーの施設や設備を実際に見たり調べたりすることで理解を深める。
●こころのバリアフリーの実践に向けて(6.)		
6.こころのバリアフリーを理解し、実践する (ハンドブック P15-20)	自分のこととして、こころのバリアフリーを捉え、具体的に行動できるようになる。	自分たちの行動で取り除ける障害を理解し、実際に行動できるよう指導する。掲載している声のかけ方の事例を参考に、自分ができることを具体的に考えさせ実践できるように促す。 発展 体験活動などを通して、自分のこととして認識できるようにするとより効果的である。

1. 多数を占める人たちに合わせた社会

学習目標

- ★社会には、少数である障害のある人を、生活しづらくしているバリアが多数存在しており、それによって困難を強いられている人がいることに気づく。

ポイント

多数を占める人たちに合わせた社会は、少数である障害のある人などへの配慮が十分ではなく、その結果、バリアが生じて困難な状況を強いられることが多いということを認識する。

社会の多様性への理解

- 社会には多様で違いのある人がいる。また、その中には多数を占める人たち・少数である人たちが存在する。
- 障害のある人は社会全体から見ると少数と言えるが、誰もがその少数側になる可能性を持っている。

多数を占める人たちに合わせた社会は、少数である人たちにとってのバリアを生むこともある

- 施設などの社会環境は、多数を占める人たちに合わせて作られていることが多いため、少数である障害のある人などにとっては、不便さや困難さといったバリアを生むことがある。
- 障害があるから特別なのではなく、少数である人たちにとっての社会にある「困りごと」に気づき、社会の一員として、社会の仕組みを変えることが重要だという視点を養う。

授業の流れ

- 1 多様性を認める**
↓
自分と周囲の違いを認め、社会の多様性について理解する。
- 2 多数を占める人たちと少数である人たちがいることを理解する**
↓
障害のあることは特別なことではないこと、誰もが当たり前の生活をしたいと願っていることを理解する。
- 3 多数を占める人たちに合わせた社会には、少数である人たちにとってのバリアが生じている**
社会にある、少数である人たちにとっての困りごとに気づく。

指導上の留意点

- 社会にはさまざまな人がいることを理解させる。社会とは、学校生活の中だけでなく、世の中全体のことである。社会に出ると、自分とは違う多様な価値観や、多様な背景を持つ人に出会うことになる。
- 「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことである。したがって、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会になることを意味する。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題となっている。そのため、これからの社会を担っていく中学生等に、この共生社会の一員としての自覚を与えたい。
- 障害のある人が直面しているバリアを理解する前提として、多数を占める人たちに合わせた社会の中では、少数である人たちに困りごとが生まれていることを理解するため「左利き」を例に考えてみる。
- 今の社会では、少数である人たちが、多数を占める人たちに合わせた社会に適應するよう努力をすることが圧倒的である。社会に人が合わせるのではなく、多様な人がいることを前提とした社会をつくることが重要である。「障害のある人には特別な恩恵や優遇が必要」という視点ではなく、「少数という理由で不利益を被らないように、社会の仕組みを変えることが大切である」ということに気づかせたい。

生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例：身の回りにおける多様性

【問いかけ例】

- 他の生徒と自分との違いについて話し合い、多様な考え方、特性があることを認識させる。
- ☞ 好き・嫌い（教科、食べ物、色、乗り物、季節）、趣味、特技、部活、休みの日の過ごし方…など。

課題例：少数である人たちの困りごとについて考える

【問いかけ例】

- 利き手を例に、少数である「左利き」の人の困りごとについて、具体的に考えさせる。
- ☞ エレベーターのボタンや、自動改札機の投入口（読み取り部）、自動販売機や券売機などの硬貨投入口は右側にある。
- ☞ はさみが右利き用であることが多い。
- ☞ 箸を並べるときは、右向きに置く…など。

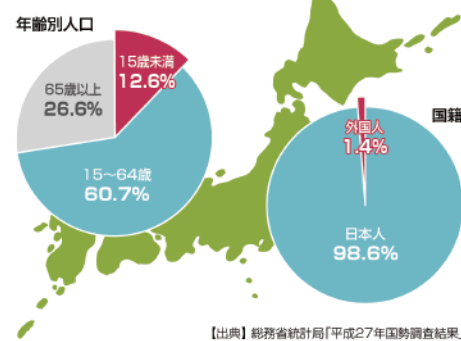
社会には多様な人々がいますが、多数を占める人たちのための社会になっていませんか？

多様で、違いのある人がいる

みなさんのクラスメイトの中にも、科目の得意不得意、食べ物の好き嫌いなどがあるように、人は多様で、色々な違いがあります。

みなさんが住んでいる地域にも、年齢、国籍、仕事、受けている教育、宗教、結婚、貧富、利用できる通信、メディアなど「違い」は多様な分野にわたり、さまざまな人が暮らしています。

日本の総人口における割合

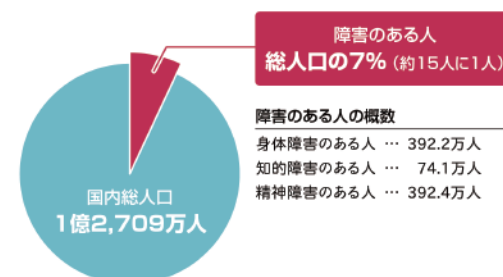


多数を占める人のための社会になっている？

例えば、左利きの人は100人に1人と言われています。総人口から見ると、「少数」と言えます。反対に、右利きは「多数」と言えるでしょう。左利きの人にとっては、多数である右利きに合わせた環境の中で困りごとが生じている場合があります。



では、障害のある人はどうでしょうか。障害のある人も、総人口から見ると「少数」と言えます。「平成29年版障害者白書」によると、身体障害・精神障害・知的障害のある人は、総人口のわずか7%となっています。このように障害のない人が多数を占めており、これまでは障害のない人に合わせた社会がつくられてきました。そのため、障害のある人にとっては生活しにくい環境があり、困りごとを生む「バリア」が存在しています。



＊「障害者基本法」では、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされていますが、左図では、精神障害のある人（392.4万人）の中に、発達障害のある人は含まれていません。他にも3区分に入らない人がいます。また、複数の障害を併せ持つ人もいます。

解説

障害者基本法

- 障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者権利条約に定められる障害のある人の捉え方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から平成23年に改正を行った。
- 障害のある人を、「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」として捉え、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定した。

障害者基本法で定められている基本原則

- ① 地域社会における共生等**
 - 障害のある人全員が、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるようにすること。
 - 障害のある人全員が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 障害のある人全員が、可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- ② 差別の禁止**
 - 障害を理由とした差別や、権利利益を侵害する行為はしてはならないこと。
 - 負担が重過ぎない範囲で社会的障壁をなくす合理的配慮を行うこと。
- ③ 国際的協調**
 - 共生社会の実現は、国際的協力の下に図られること。

2.障害の社会モデルを理解する

学習目標

★障害の社会モデルの考え方を理解し、障害のある人が生活を営む上で妨げとなるバリアには、一人ひとりの行動で取り除いていくことのできるものもあることを理解する。

指導上の留意点

- 『障害の社会モデル』の考え方は、共生社会を実現していく上で、今後のベースとなる非常に重要な考え方である。従来の考え方である「医学モデル」と対比させながら「社会モデル」を理解させる。
- 2001年にWHOが採択した、障害の新しい定義であるICF (International Classification of Functioning, disability and Health: 国際生活機能分類) では、障害は、個人の健康状態だけでなく、環境因子と相互に影響し合うものと説明されている。通常の学級における各教科等の指導を行う際、教師も社会モデルやICFの考え方を理解し、配慮を検討し、提供することが求められる。
- 「障害があることはかわいそうだ」「弱い存在だから助けなくてはいけない」「障害があるのに頑張っている」などという認識で終わってはいけない。中学生のうちから正しい考え方を身につけ、知識不足から生まれる誤解や偏見、差別をなくしていくために自分は何が出来るのかを考えさせることが重要である。
- 障害の社会モデルの考え方で共生社会を実現していくことは、男女平等などと同じように、法律でも規定されている。

生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例: Aさんが直面している問題の要因を考える

【問いかけ例】

- 事例に登場しているAさんに起きている問題について、何が要因となっているのかを考えさせ、その後「医学モデル」と「社会モデル」について説明し、自分が考えた要因は社会モデルと合っているのかを認識させる。

ポイント

共生社会を実現していく上での基本的な考え方である『障害の社会モデル』について知り、理解する。

障害は、本人や家族の責任で生じるものではない

- 障害の社会モデルとは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものとみなす考え方であり、共生社会を実現していく上で根幹となる考え方である。

社会環境が障害を重くも軽くもする

- 環境の改善によって障害という制約や制限が少なくなり、地域で自立した生活が送れるようになるなど、社会参加の実現が図られる。

バリアを取り除いていくことは社会の責務である

- バリアは社会や社会にいる人々によって作られる場合もあり、これを取り除いていくことは、社会の責務として法律でも定められている。

バリアを考える上で重要な視点となる「社会モデル」を理解しよう

この問題をあなたはどのように解決しますか？

Aさんは言葉が聞こえにくい状態です。Aさんが小さいとき、話しかけられても会話が難しいことにお母さんが気づき、生まれつき言葉が聞こえにくい難聴であることがわかりました。Aさんは、音は聞こえるけれど、何を言っているか言葉の内容が聞き取れないことが多くあります。いま、Aさんは中学生になり、学校で勉強しています。

Aさんは高校入試に向け、模擬試験を受けに行くことになりました。英語のテストでリスニング試験がありましたが、スピーカーから音声流されるテストでは聞き取りづらく困ってしまったことを言い出せず、全てを聞き取ることができませんでした。

この問題を、どのように解決すればよいでしょうか。



あなたはAさんが困っているのはなぜだと思いますか。「音声流れているのに耳が聞こえにくいから」「耳に障害があるから」という答えが思いつくかもしれません。

この答えは、間違っている訳ではありません。しかし、この答えだけが正しいのでしょうか。この答えでは、Aさんの「困りごと」を解決するためには、Aさん自身がリハビリ(聴覚訓練)等により「少しでも聞こえるようにする」しかないように思えます。

Aさんが聞こえにくい(全く聞こえないも含む)状態を治療する方法は今のところ難しく、周囲に雑音が多いところでは、音声や人の話を上手く聞き取れないか全然聞こえないため、内容を理解できません。それではどうしたらよいのでしょうか。

そんなときには、本人と相談のうえ、スピーカーの近くに席を移動する、イヤホンを使用して別室で受験する、テロップにして問題を視覚的に流すなど、環境や人が解決するという方法があるのです。

医学モデル

障害は、障害のある人自身の中に生じた個人的な問題として捉える考え方を「医学モデル」と言います。

この場合、障害のある人が社会参加をするためには、自らの努力によって治療や訓練をして、社会に適応できるように、自身の中にある「障害」を克服することが求められます。

人によっては、治療や訓練など、自身が努力して解決していくことができる場合もありますが、Aさんのように治療する方法がなく、努力しても解決することが難しい人もいます。自身の努力で何かができるようになることは大切なことなのですが、全ての障害のある人に求める考え方ではありません。

医学モデルの考え方

障害は個人の心身機能の障害によるもの

「耳が聞こえないから」
「耳に障害があるから」

Aさん自身が努力しても
解決できない問題

障害の社会モデルとは

重要

「障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」

社会モデル

障害は、個人の心身機能の障害に加え、社会におけるさまざまな障壁によって生ずるものとみなし、社会全体の問題として捉える考え方を「社会モデル」と言います。

この場合、社会環境に問題があり、それがバリアとなっているために障害のある人の社会参加が妨げられているという考え方です。

Aさんが困っている「スピーカーから流される音声聞き取りづらい」という問題に対して、スピーカーの近くに席を移動する、イヤホンを使用して別室で受験する、テロップにして問題を視覚的に流すなど、多様な人々の困りごとに向き合い、バリアを取り除き、「バリアフリー」な社会をつくっていくことが求められます。

この「社会モデル」の考え方は、法律でも位置づけられており(※ 21ページを参照)、差別のない、誰もが生き生きと暮らしていくことのできる社会をつくる上で基本となる考え方です。

社会モデルの考え方

障害は個人の心身機能の障害に加え、社会におけるさまざまな障壁によって生じるもの

「スピーカーの近くに席を移動する」
「イヤホンを使用して別室で受験する」
「テロップにして問題を視覚的に流す」

周りの人の行動や、
環境の整備で解決できる！

解説

医学モデル

- 医学モデルの考え方は、医師などの専門家による治療やリハビリの技術によって解決されるべき問題として「障害」を捉えるような考え方に代表されるものである。
- 病気を治すことは大切だが、このような高度な医療技術が全ての問題を解決してくれるわけではない。本人がいくら努力しても治すことが出来ない病気や心身機能の障害があることを認識する。

- 医学モデルの考え方では、リハビリなどがうまくできなければ、多数を占める障害のない人たちと同じように社会で生活することは難しいと考えられがちとなる。
- 「みんな一緒にやる」「できないことや苦手を克服する」などといった、社会で当たり前だとされている価値観に苦しんでいる人があることを知ることが重要である。

社会モデル

- 障害のある人も共に同じ社会で生活している一員である。障害の社会モデルの考え方に立つと、障害のある人が直面しているさまざまなバリアが見えてくる。障害のない人にとってなんでもないようなことが、障害のある人の前にバリアとして立ちふさがり、社会参加を阻んでいる事実気づく。障害があっても、高齢になっても、どんな立場でも、「安心して自由に生活を続けたい」と願う気持ちは、みんな同じであることを認識することが重要である。

授業の流れ

1 問題発見

Aさんの事例を読み、本当の問題はどこにあるのかを考える。

2 問題解決のための考え方に気づく

Aさんが直面している問題をどのように解決できるか考える。

3 障害の社会モデルの理解

医学モデルと対比させながら障害の社会モデルの考え方を習得する。

解説

障害とは

- 平成23年に改正された障害者基本法では、障害を以下のように定義している。
- 障害のある人が受ける制限は心身機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、障害のある人の定義を見直し、
『障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』
とした(2条1号)。(「継続的に」には、断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含むものと解している。)

- なお、改正前においては、障害のある人が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身機能の障害に起因するものとして捉え、障害のある人の定義を「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていた。

- また、「障害」の範囲について、改正前は「身体障害、知的障害又は精神障害」を「障害」と総称していたところであるが、発達障害や難病等に起因する障害が含まれることを明確化する観点から、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」その他の心身の機能の障害」を「障害」と定義した。

3.自分の身のまわりのバリアについて考える

学習目標

- ★自分にとってのバリアを考える。そして、バリアの問題を自分のこととして捉えることで、障害の社会モデルの理解を深める。

ポイント

自分のバリアを考えることから、「バリア」の問題を自分のこととして捉え、障害の社会モデルの理解を深める。

バリアの問題を自分のこととして捉える

- 障害の社会モデルの理解を深めるため、社会環境の中にバリアは存在するという前提のもと、自分にとってのバリアを考える。さらに、障害のある人が直面しているバリアを次ページ以降で考える。
- 社会が生み出しているバリアの問題は、決して自分には関係ない事ではない。一人ひとりが自分のこととして考えるきっかけをつかめるようにする。

自分にとってのバリアから障害の社会モデルの理解を深める

- 自分にとってのバリアの問題から、障害は人の中のみにあるわけではないことを自分のこととして理解し、社会モデルの本質の理解へと結びつかせる。

授業の流れ

- 1 バリアって何？**
社会にあるバリア（社会的障壁）について考える。
- 2 自分にとってのバリアを考える**
学校や家、生活環境など、身の回りにある自分にとってのバリアを考える。
- 3 社会モデルの意味を自分のバリアからもう一度考える**
自分にとってのバリアが生じていることの要因から障害の社会モデルを改めて考える。

指導上の留意点

- 生徒が障害の社会モデルの考え方を理解しているかどうか確認するために個人ワークを設け、自分を通して社会モデルの意味を考えさせる。
- 障害のある人にとってのバリアを考える前に、自分にとってのバリアを考えることで、社会に存在する「バリア」を考える上で、より自分のこととして捉えることができ、改めて社会モデルについて認識を深めさせる。

解説

社会的障壁

- 障害者基本法では、「社会的障壁」を以下のように定義している。

『障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。』

具体的には以下のようなものが挙げられる。

事物

- 通行や利用がしにくい施設、設備等。(例：入口の幅が狭く、車椅子で通れない)

制度

- 利用しにくい制度等。(例：障害があると加入できない会員規約)

慣行

- 障害のある人の存在を意識していない慣習や文化等。(例：講演会の申込み先が電話番号しか示されていないため、聴覚や言語に障害のある人が申し込めない)

観念

- 障害のある人への偏見等。(例：障害のある人は〇〇と思うに違いない)

☞ 詳しくはハンドブックのP7及び次ページを参照

「バリア」ってなに？ 身近にあるバリアについて考えてみよう

バリアってなに？

前ページで学んだ「障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という社会モデルの考え方からすると、「バリア」は、生活しにくい環境を作っている「社会にある障壁」、即ち困りごとを生んでいる原因であると言えます。

例えば、車椅子使用者にとって、階段や段差はバリアになって「移動できない」という困りごとを生んでいます。

こうしたバリアは障害のある人だけでなく、外国人、ベビーカー使用者など「少数」だから環境が配慮されていないという場合にも作られてしまっています。



ワークシート

① 他人とは違うところ、やりたいことができないと感じる自分の特徴	
② 自分にとってのバリアは何か？	A. 「バリア」に感じていること B. バリアによって生まれている困りごと
③ なぜそんなバリアがあるのか？	

「学校や社会の環境」の中に、バリアを創っている原因を見つけてみよう！

● 自分にとっての「バリア」を考えてみよう！

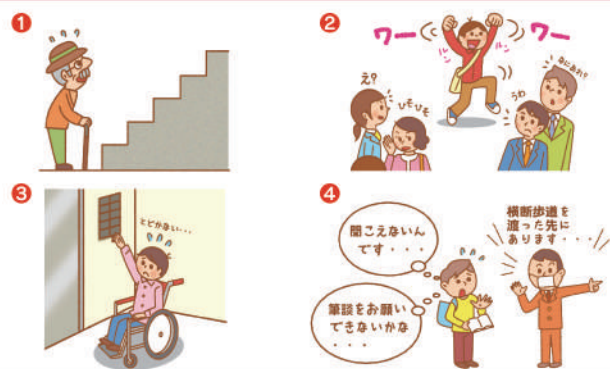
あなたも、他人とは違うところがあって、学校環境にあるバリアを感じ、困っていることがありますか。「バリア」を身近に考えるために、自分のことを例に、バリアとそれによって生まれている困りごとを挙げてみましょう。

個人ワーク手順

- ① 自分が持っている「他人とは違うところ」を挙げてみる**
自分が持っている「他人とは違うところ」で、やりたいことができないと感じる自分の特徴を挙げてみよう。
- ② 自分にとっての「バリア」は何かを考える**
他人と違うところがあるために「バリア」に感じていること、それによって生まれている困りごとを整理しよう。
- ③ なぜ、その「バリア」ができてしまったのかを考える**
自分が感じているバリアは、何が原因でできてしまったのかを具体的に考えよう。原因は、「社会モデル」の考え方を当てはめて、学校や社会の環境の中から見つけてみよう。

社会環境の中にあるバリア

～ 下のイラストは、それぞれどのような状況でしょうか？ ～



生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例：障害のある人にとってのバリアを考える

【問いかけ例】

- 自分にとってのバリアを障害の社会モデルの考え方で認識した上で、イラストを見ながら障害がある人にとってのバリアは何か、社会モデルで考えさせる。

解説

イラストの解説

- 左上：上下移動の手段が階段しかない場合、足腰が弱い高齢者にとって障害となる。(物理的なバリア)
- 右上：周囲の冷ややかな視線や心無い言葉は、脳性麻痺やパーキンソン病などにより、本人の意思とは関係なく身体が動いてしまう人にとって障害となる。(意識上のバリア)
- 左下：高い位置にしかないボタンは、車椅子使用者にとって障害となる。(物理的なバリア)
- 右下：情報が音声のみでしか伝えられない場合、聴覚に障害のある人にとって障害となる。(文化・情報面でのバリア)

4.心身機能の障害のある人が直面しているバリアを知り、自分は何ができるか考える

学習目標

- ★種類も程度もさまざまある心身機能の障害の理解を前提として、障害のある人が直面しているバリアを具体的に考える。

解説

社会的障壁

- 「社会的障壁」という考え方が注目されるようになったのは、昭和47年(1972年)の国連臨時機関連絡会議で「障害のある人の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁を除去するための行動が必要である」という提言がなされたことがきっかけである。

- 我が国では、障害のある人の完全参加と平等の実現に向けた「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」が平成5年(1993年)に策定され、障害のある人を取り巻く「4つの障壁」という考え方を打ち出し、これらを除去し、バリアフリー社会を実現することが目標として掲げられた。

4つのバリアに係る施策

<物理的なバリアの解消>

- 移動面などにおいて困難をもたらす物理的バリアの解消については、まず平成6年(1994年)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(＝ハートビル法)」が、また、平成12年(2000年)には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(＝交通バリアフリー法)」が制定され、これらの法令に基づきバリアフリー化が進められた。

- その後、平成17年(2005年)にとりまとめられた「ユニバーサルデザイン政策大綱」において「バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する」との方針が示されたことを受け、2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が平成18年(2006年)に制定され、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備について「高齢者、障害者等の円滑な移動・利用の確保に関する施策」を総合的に推進している。

<制度的なバリアの解消>

- 機会の均等が奪われている制度的バリアとしては、医師免許などの各種制度や許可制度に欠格事由が設けられているなど、障害があることを理由に一般とは異なる制限を付している法令等があったが、「障害者対策に関する新長期計画」において、障害に係る欠格条項を定めた63制度について一斉見直しが行われた。

- その結果、欠格、制限等の対象の厳密な規定への改正や、絶対的欠格から相対的欠格への改正、障害のある人を表す規定から障害のある人を特定しない規定などに改められた。

<文化・情報面のバリアの解消>

- 情報が不十分なために必要な情報を平等に得られないバリアの解消については、平成5年(1993年)の国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する標準規則」において、情報・コミュニケーションへのアクセスの重要性が示された。

ポイント

種類も程度もさまざまある心身機能の障害の理解を前提として、障害のある人が直面しているバリアを具体的に考える。

心身機能の障害を正しく理解する

- 「心身機能の障害」を理解した上で、障害の社会モデルの視点から障害のある人が直面している「バリア」について考える。

社会モデルを説明できるようにする

- 例えば、腕にまひがあり文字を書くことが困難な人に対して、授業でタブレットを利用できるようにする等、障害の社会モデルの考え方で「バリア」と「心身機能の障害」を関連付けて説明できるようにする。

授業の流れ

1 心身機能の障害について理解する

どのような状態の人がいるのかを理解する。

2 社会にある、障害のある人が直面している具体的なバリアを知る

具体例を参考に、社会にある具体的なバリアを考える。

3 障害の社会モデルの考え方で、バリアと心身機能の障害を関連付けて説明してみる

障害の社会モデルの考え方を踏まえ、「バリア」と「心身機能の障害」を関連付けて説明した上で、解決策も考えてみる。

障害のある人が直面している「バリア」を知り、自分は何ができるか考えよう

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者にとって移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

こんなバリアがあります

- 路上の放置自転車、狭い通路、急勾配の通路、ホームと電車の隙間や段差、建物までの段差、すべりやすい床、座ったままでは届かない位置にある物など。

具体例

- 建物の出入口に階段しかない、車椅子使用者にとっては、建物に入るのが困難。
- 低い位置にある看板などの突起物は、白杖では確認できない危険。
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷かれていない通路は、視覚に障害のある人にとっては、移動が困難。

制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われている「バリア」のことを言います。

こんなバリアがあります

- 学校入試、就職や資格試験などにおいて、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど。

具体例

- 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。
- 資格試験にあたり点字受験を求めたが、前例がないことを理由に断られた。

4つのバリア

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのことを言います。

こんなバリアがあります

- 視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、音声のみによるアナウンス。
- 点字・手話通訳のない講演会。
- わかりにくい、難しい言葉など。

具体例

- さまざまな窓口で音声によるやり取りの場面は多いが、聞こえない人や聞き取り能力が弱い人はコミュニケーションができない。
- 情報が多い場所では、必要な情報を拾取選択できずにパニックになってしまうことがある。

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのことを言います。障害に対する誤った認識から生まれます。

こんなバリアがあります

- 精神障害のある人は何をするか分からないから怖い存在とする偏見や犯罪と結びつける発想。
- 理解せずにかわいそうな存在だと決めつけたり、障害のある人に対する高圧的な態度など。

具体例

- 盲導犬を使用しているため、店舗への入店を断られたことがある。
- 呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベについて周囲の人から「邪魔だ」などと奇異な目で見られた経験から、外出が極くなくなった。
- 周囲の人の心ない言葉に傷ついたり、差別や偏見が不安で障害について話せない。

心身機能の障害について理解しよう

心身機能の障害はその種類、その程度によってさまざまです。同じ人でも周囲の環境や体調によって異なるため、全てを明確に分類するのは困難です。以下では主な心身機能の障害を紹介します。もっと学びたい人は、本やインターネットを活用して調べたり、障害のある人との交流会に参加して話を聞いてみましょう。

視覚に障害のある人

全く見えない(全盲)、光を感じられる(光覚)、メガネなどで矯正しても視力が弱い(弱視)、見える範囲が狭い(視野狭さく)、色の見え方が異なる(色覚異常)などさまざまです。音声情報や触覚情報で伝える必要があります。

聴覚に障害のある人

全く聞こえない人(ろう者)、聞こえにくい人(難聴者)など、聞こえ方には個人差があり、外見からはわかりにくいです。声を出して話すことが難しい人もいます。さまざまなコミュニケーション方法(手話、筆談など)があります。

肢体に障害のある人

まひなどで、手や足など身体のとどこが動かない、あるいは動かしにくい状態にある人がいます。身体に力が入らなったり、自分の意思とは関係なく動いてしまったりと、さまざまな状態があります。車椅子や杖などを使うことがあります。

身体の内側に障害のある人

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓や免疫機能など、身体の内側に障害があり、外見からはわかりにくいです。一般的に疲れやすかったり、長時間立っていることが難しかったり、頻繁にトイレに行く必要がある人などがいます。

知的障害のある人

知的機能を中心とする精神の発達が始まる前から遅れていて、おおむね18歳までに障害の判断を確定します。未経験なことが多かったり、複雑な事柄の理解や判断、社会生活の適応に困難さがあつたりします。自分の考えや気持ちの表現(コミュニケーション)に困難さのある人も多く、大きな個人差があります。

発達障害のある人

生まれつき言語の発達の遅れや、不注意・多動性・衝動性、読み書きや計算が苦手、感覚が過敏であったりなど、症状はさまざまです。社会生活や日常生活に支障が生じていることが多くあります。反対に優れた能力が発揮されている場合もあります。

精神障害のある人

ストレスなど生活環境の変化により発症するなど、誰もがなる可能性のある脳機能障害です。薬や病気の影響で思考に時間がかかることがあります。生活環境の状況によって病状が変動しやすいので、周囲の人の理解やサポートが支えになります。バギー型車椅子(子供用車椅子)を使うことがあります。

●「バリア」と「心身機能の障害」を社会モデルで考えてみよう!

ワークシート

障害のある人が直面しているバリアは、左の例の他にどのようなものがありますか。どのような心身機能の障害のある人が、今の社会ではどのようなバリアに直面しているか具体的に挙げてみましょう。また、それはどうしたら解決できるか考えてみましょう。

①今の社会に存在する具体的なバリア	
②解決策	

を広げるための取り組みを行わなければならないことなどが定められた。

- 平成29年(2017年)2月に決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合う共生社会を実現することは、人々の生活や心において「障害者」を特殊な存在として分けて考えるような区切りがなくなることとされている。

指導上の留意点

- 「社会環境がバリアを生み出している」という障害の社会モデルの視点でバリアを考えることができていけるかが重要であるため、教師は一人ひとりの回答をチェックすることが望ましい。

- 障害の社会モデルを理解していない場合、前ページに戻り、改めて障害の社会モデルの考え方を認識させることが必要。

障害の社会モデルの考え方ではない例

- 「腕にまひがあり、文字が書きにくい人」は、「定期テストで、鉛筆で紙に文字を書くことが困難であるため、時間内に答案を書き終えることが出来ない」。

指導上の留意点

- 「障害」への理解として、心身機能の障害について補足的に説明する。その上で「社会的障壁」であるバリアを具体的に考えることで、両者の相互作用によって「障害」が創り出されているということを理解させる。

- 心身機能の障害は、先天性か後天性か、重複障害があるかなど、個人個人によって種類も程度もさまざまであるため、その人ごとに直面しているバリアも異なる。

- また、ハンドブックに掲載している心身機能の障害は代表例であり、その他にも「高次脳機能障害」「難病等の慢性疾患」などが存在する。(下記の解説【その他の主な心身機能の障害】を参照)

- そのため、この障害のある人とは、「こういう人」と明確に分類し、一律に説明することは極めて困難であるということを踏まえた上で、主にどのような状態の人がいるのかを説明する。

- したがって、バリアやバリアフリーは、その心身機能の障害によっても異なる。例えば、視覚に障害のある人にとって、物理的なバリアを解消する点状ブロック・線状ブロックは、車椅子使用者にとっては、段差が発生するため、別の「物理的なバリア」になっていることもある。

解説

バギー型車椅子(子供用車椅子)

- 姿勢を保てないなどの子供が、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できたりする「バギー型」の車椅子を利用することがある。ベビーカーと間違えられ、必要な介助が受けられない場合がある。



【その他の主な心身機能の障害】

高次脳機能障害

- 交通事故などによる怪我や、脳卒中などによる病気の後遺症として脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・学習等の機能に支障がでるなどの症状により、日常生活に制約がある状態をいう。

難病等の慢性疾患

- 難病とは、原因がわからず、治療法が確立されていない疾病を指し、長期間の療養が必要とされる。現在、300種類以上の疾患が難病に指定されている。

生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例:障害のある人にとってのバリアを考える

【問いかけ例】

- ワークシートなどを用いて、障害のある人が直面しているバリアは何か、その要因などについて考えさせる。

- セルフワークや班などで議論させ、それぞれのバリアに「気づかせる」という方法などでもよい。ただし、要因は本人に起因するものではなく、「社会環境によるもの」という視点が重要。

【回答例】

- 心身機能の障害により「腕にまひ」があり、文字を書きにくい人は、鉛筆で紙に字を書く形式の定期テストでは、時間内に答案を書き終えることができない。
- 試験時間を延長する/タブレット等を利用できるようにして簡単に文字が入力できる環境をつくる。

5.まちにあるバリアフリーの工夫を学ぶ ①

学習目標

- ★身のまわりのバリアフリー設備やその工夫を学び、誰のために設置されているのかを理解し、自分にできる配慮を考える。

解説

階段

<手すり>

- 歩行が不安定になりやすい人にとっては、連続した手すりが必要。高齢者等多くの人を使う手すりの高さは、床から85cm程度になっている。また、子どもや背の低い人などの利用も想定し、65cm程度の手すりを追加した2段手すりが適している。

<段鼻>

- 段差がわかりづらい同系色の階段は、平面のように見えてしまうので、弱視者など視覚に障害のある人にとっては、つまづきや転落の恐れがあり非常に危険である。段鼻の視認性を高める工夫が必要である。

エレベーター

- 子どもや車椅子使用者なども容易に操作できるように、ボタンが比較的低めに設置されている。

- また、扉の開時間が延長されたり、閉ボタンを押すまで開放を維持する機能を持った押しボタンを設置するなどの工夫もされている。

- ボタンに点字を併記したり、行先階ボタンの数字を凸文字にしたリ、操作音が出るものもある。行先階などのアナウンス機能など、視覚に障害のある人も安心して利用できる工夫がされている。

エスカレーター

- 「改札階行き上りエスカレーターです」などと音声案内が流れていたり、乗降口付近に進入の可否を表示するなど、間違えて乗る危険性を防ぐ工夫がされている。

視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚に障害のある人が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたブロック(プレート)のこと。点字ブロックの名でも知られている。

- 視覚に障害のある人を安全に誘導するために路面や床面に敷設されており、ホーム上から駅出入口に至る経路上などにも敷設されている。

- 駅のホーム上には、狭く危険な場所もある。電車を待っているときは、視覚に障害のある人の通行を妨げないようにブロック上に立ったり、物を置いたりせず、内側で待つことを心がける。

指導上の留意点

- 具体的なバリアフリーの設備やバリアフリー化されている施設について、写真で工夫点を確認しながら紹介する。
- さらに、地域にある身近な施設(図書館やショッピングモール等)にバリアフリー設備があることを紹介できれば、より具体的なイメージを持つことができるようになる。
- 誰のために設置されているのか、その背景も理解させ、設備があることだけでなく、一人ひとりができる行動についても考えさせる。

授業の流れ

- 1 駅や公共交通、まちなかなどのバリアフリーを知る**
さまざまなバリアフリー施設や設備の工夫を学ぶ。
- 2 誰のために設置されているのか、その背景を知る**
誰もが快適に生活できる工夫ではあるものの、その手段や設備がないと生活に支障をきたす人がいることに気づく。
- 3 自分ができる配慮を考える**
設備があることだけでなく、自分にできるバリアフリーを考える。

駅や公共交通にあるバリアフリーの工夫

まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ①

上下移動のバリアフリー

■階段

手すりの高さや形、段の幅(段鼻)がわかりやすいよう色がつけられているなどの工夫がされています。

■エレベーター

ボタンを大きくし、表示を大きな文字にしたり、車椅子使用者が利用しやすいよう、ボタンの位置が低くなっていたり、方向を変えずに後ろの出入口の様子を確認できるように鏡をつけるなど工夫がされています。

■エスカレーター

注意を促す音声や、上り・下りがわかるような表示、階段と同様に段の鼻(段鼻)がわかりやすいよう色がつけられている、動きの速いもの・遅いものに分けているなどの工夫がされています。



ホーム上での移動のバリアフリー

■点状ブロック

ホームの端につけられている点状ブロックは、線路への転落を避けるために、ホーム側に内方線をつけるなどの工夫がされています。

内方線とは
従来の点状ブロックでは、ホームの内側と外側に区別できなかったため、内側に線状の突起(内方線)をつけ、内側であることがわかるようにしています。



線状ブロック(誘導ブロック)

進行方向を示すブロックを「誘導ブロック」という。視覚に障害のある人がブロックの突起を足裏、あるいは白杖で確認しながら突起の方向にしたがって進むことができるように敷設されている。

点状ブロック(警告ブロック)

危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックを「警告ブロック」という。階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、案内板の前、障害物の前、駅のホームの端等に敷設されている。

内方線つき点状ブロック



駅のホームに敷設されており、点状ブロックの内側にホーム側(安全側)を示す1本線が追加されたブロックを「内方線つき点状ブロック」という。視覚に障害のある人の転落防止のため、ホームの内側と線路側を区別できるようになっている。ホームドアとともに敷設が進められている。

■ホームドア

ホームの端にドアを設置し、電車のドアと同時に開閉するようにして、線路への転落を防ぐ工夫がされています。

考えよう! 「私たちができる行動」

- 視覚に障害のある人は、狭いホーム上で人にぶつかったときに方向がわからなくなるなど、常に転落の危険にさらされています。困っている人がいたら、「何かお困りでしょうか」と声をかけましょう。何か起こるかもしれないため、関心を持っておくことが大切です。
- 「歩きスマホ」は、障害のある人に気づかず、ぶつかってしまうなど大きな危険につながります。

情報取得のバリアフリー

■情報表示装置

多くの駅では、電車の発車時刻、行先、番線などを表示する情報表示装置が設置されています。電車が遅れている場合には、遅延に関する情報も表示します。また、色使いをわかりやすくしたりするなど、目からの情報を得やすくする工夫がされています。

色別カラーユニバーサルデザインとは

色覚に障害(色の区別がつかない)のある人に対し、見分けがしやすいよう色使いや明度差に配慮したデザインのことです。色の区別がつかない人に配慮することによって、そうでない人にとっても一層わかりやすく、正確に情報を伝えることができるデザインとなります。

■案内サイン

エレベーターやトイレなどの設備の位置を案内する案内サインは、各所に設置され情報を提供しています。文字がわからない人のために、図記号(ピクトグラム)で表示するなどの工夫がされています。

■音声・音響案内

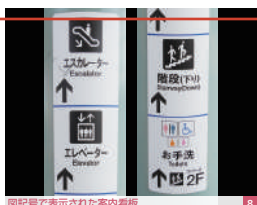
改札口やトイレなどには、場所やその配置を知らせるために音声・音響案内装置が設置されています。改札口であることを知らせる「ピン・ポーン」という音や、トイレの前では「右が男子トイレ、左が女子トイレ…」など、視覚に障害のある人に配置を知らせる工夫がされています。

■点字表示

電車内のドアに表示された号車案内や券売機の運賃表を点字表示にするなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。

考えよう! 「私たちができる行動」

- 表示を見てもわからない様子が見えたら、正面または横から「何かお困りでしょうか」と声をかけてみましょう。
- 駅などは雑音が多い場所です。音声情報を頼りにしている人もいますので、うるさくしないことが必要です。
- 緊急な事態が起こったら、駅係員や周辺の人に応援を頼みましょう。



生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例: さらに安心して使えるようになるには、どんな工夫が必要か考える

【問いかけ例】

- ユニバーサルデザインの7原則*に即して考えてみる。
誰でも教科書をめくりやすいようにインデックスをつける、車椅子使用者がスムーズに通れるように一部の点状ブロック・線状ブロックに車輪の幅分の間隔をあける等。

* 2005年にユニバーサルデザインの主宰者たちによって提唱された考え方

- 公平性: 誰でも公平に利用できること
- 自由度: 使いやすい方を選んで使えること
- 単純性: 簡単に直感的に使い方が分かること
- 分かりやすさ: 必要な情報がすぐ理解できること
- 安全性: うっかりミスや危険につながらないような仕様であること
- 体への負担の少なさ: 無理な姿勢や強い力が必要でなく楽に使えること
- スペースの確保: 使用するための十分な大きさ、広さを確保すること

ホームドア

- 視覚に障害のある人にとっては「欄干のない橋」と例えられるほど、駅のホームは大変危険な場所である。
- ホームドアは視覚に障害のある人の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、整備が進められている。

情報表示装置

【カラーユニバーサルデザイン(CUD)】

- 見分けが付きやすいようにつけた色が、人によっては見えづらく感じたり、誤った情報として伝わったりしてしまう場合がある。そのため、情報のバリアフリー化として、色の見え方が異なる人への理解を深め、多くの人に正確な情報を伝える「カラーユニバーサルデザイン(CUD)」が重要視されている。
- 最近では、実際にどのように見えているのか簡単に確認することができるスマートフォンアプリ等が普及している。
- 学校で掲示物やプリントを作成する際には、誰もが見やすくなりやすいものになるような配慮を心がける。

<工夫例>

- 背景色と文字色にコントラストをつける。
- 文字や線に縁取りをつけたり、フォントや大きさを変える。
- アイコンを用いたり、グラフはパターンや模様をつける。
- 色が再現されなくてもわかるように、色の名前を記入する。

※ 具体的な例は、各自治体等が作成公表しているカラーユニバーサルデザインガイドブックを参照すること。

案内サイン

- 案内用図記号(ピクトグラム)とは、言葉によらない、直感的な案内を可能とするもので、公共交通機関や公共施設、観光施設や商業施設などで広く使われている。JIS(日本工業標準)規格化(JIS Z8210)された共通記号を使うことで、日本人だけでなく外国人を含む、誰にとっても理解がしやすいように工夫されている。



音響案内

- 音声案内に対し、小鳥の鳴き声やピッという電子音など、視覚に障害のある人向けに開発・設置された音を「音響案内」という。

<具体例>

- 駅の改札口などで聞こえるピンポーンと鳴る誘導チャイム。
- 階段の入り口で鳴く小鳥の声。
- 音響式信号機でカッコー・ピヨピヨと鳴く音。

音声案内

- 駅のホームやトイレには、人の声で伝える音声装置が設けられている。

<具体例>

- トイレの出入口付近で、男女別を知らせるための音声案内。
- 駅ホームで、発車番線や車両の到着などを知らせる音声案内。

点字表示

- 点字は縦3点、横2点の6つの点の組み合わせからなる表音文字である。これに対し、目を使って読む普通の文字は「墨字(すみじ)」という。

- 全て横書きで、手を字に対して水平になるようにして読む。
- 点字が読み取れない視覚に障害のある人もいるため、点字表示だけでなく、インターホンなど音による案内等と組み合わせで設置されている。



触知案内表示板

5.まちにあるバリアフリーの工夫を学ぶ ②

学習目標

- ★身のまわりのバリアフリー設備やその工夫を学び、誰のために設置されているのかを理解し、自分にできる配慮を考える。

解説

トイレ

【多機能トイレの問題点】

- ユニバーサルデザインの考えに基づき、多くの施設で高齢者や車椅子使用者、オストメイト、子供連れなど、多様な人が利用できるように配慮されたトイレの設置が進んでいる。しかし一方で、利用者が増加し、1つのトイレに多くの機能を持たせたことによる、多機能トイレへの利用集中が課題となっている。
- これらの機能の分散化や多機能トイレの設置数を増やしたりする取り組みも進められているが、あわせて、通常のトイレでも問題なく利用できる人が多機能トイレを長時間占拠することがないよう、利用には十分な配慮が必要である。

【オストメイト】

- オストメイトとは、さまざまな病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口（ストーマ）を持つ人をいう。ストーマを持つと、括約筋がないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、排泄物を溜め込む袋（パウチ）を腹部に装着している。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要がある。オストメイト対応トイレには、装具を置く台や立ったままストーマ装具の内容物を流すことができる台、腹部などを洗い流すための温水シャワーなどが設置されている。
- 公衆浴場への入浴についても、ストーマ装具を必ず装着する等のルールやマナーを守って入浴すれば、便・尿などの排泄物が漏れたりすることなく、衛生上の問題は無い。

通路幅

- 通路の幅は、人と車椅子使用者がすれ違うことを考慮して、140cm以上確保することが求められている。（構造上の理由等により、やむを得ない場合は、120cm以上）
- 段差は、車椅子使用者だけでなく、視覚に障害のある人のバリアにもなる。

コミュニケーション支援ボード

- 日本工業標準調査会（JISC）では、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格を「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）」として制定している。
- 公益財団法人共用品推進機構のホームページには、参考として約300種類の絵記号の例を掲載しており、これらは無償でダウンロードすることができる。

【JIS】

- JIS（日本工業規格）とは、我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法（昭和24年）に基づき制定される国家規格である。この法律に基づいて経済産業省に設置されている日本工業標準調査会（JISC）が、工業標準化に関する調査審議を行っている。

まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ②

設備利用のバリアフリー

■券売機

設置する高さや券売機下にくぼみをつけるなど、車椅子使用者に対する工夫がされています。📷📷 音声ガイドに従って、数字ボタンで購入金額を入力できるなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。📷📷



■多様なニーズに合わせたトイレの設備

車椅子使用者が回転できるスペース 📷📷、ベビーベッドやベビーチェアの設置 📷📷、オストメイトが利用できる設備 📷📷 などさまざまな機能がつけられたトイレがあります。近年、多機能トイレの利用の集中を軽減するため、機能を分散化しているトイレもあります。二



■オストメイトとは

さまざまな病気や障害、事故などが原因で、腹部に手術でつくられた便や尿の出口（人工肛門ともいいます）を「ストーマ」といいます。オストメイトは、オストメイトは排泄物を我慢することができないため、腹部にパウチ（専用の袋）を貼っています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに洗浄する必要があります。便先席は、こうした人たちにゆずりましょう。

車両内でのバリアフリー

■優先席

高齢者、病気や怪我をした人、障害のある人、妊婦中や子供連れの人が優先的に利用できるように設けられた座席です。📷📷 入り口に近い位置に確保されていたり、つり革が低い位置に設置されていたりします。優先席は、こうした人たちにゆずりましょう。

■車椅子スペース

車内に車椅子のまま乗車できるよう、スペースを確保する工夫がされています。幅75cm以上、長さ130cm以上のスペースを確保することが決められています。また、ベビーカーを利用する人が安心して利用できるように、ベビーカーマークも合わせて表示しています。📷📷



■スロープ板

ホームと電車の隙間や段差を解消するため、スロープ板を設置して車椅子使用者の支援をしています。バスの車間にもスロープ板が設置されています。📷📷



■乗降口

バスの乗降時には、エアサスペンションの空気を調節し、車高を下げて歩道側との段差をできるだけなくすことで、誰でも乗降しやすい工夫がされています。📷📷



■つり革・手すり

握りやすさや手すりにつかまりやすいよう、高さや形状の工夫がされています。📷📷 また、つり革や手すりを目立つ色にし、優先席の範囲をわかりやすくしている場合もあります。📷📷



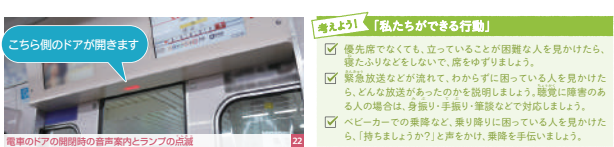
■案内表示

ドアの上などの見やすい位置に、運行に関する情報（次の停車駅、行き先など）をわかりやすく表示しています。📷📷 電車が遅れている場合には、遅延に関する情報も表示します。



■音声案内

車内では、音声で運行に関する情報を提供しています。ドアが開くときにチャイムを鳴らすなど、視覚に障害のある人に対する工夫がされています。また、併せてランプを点滅させ、ドアの開閉を表示するなど、聴覚に障害のある人に対する工夫がされています。📷📷



まちにあるバリアフリーの工夫について見てみよう ③

まちなか

にあるバリアフリーの工夫

さまざまな人が暮らししているまちなかにも、障害のある人が使いやすいよう工夫がされています。ここに挙げられている以外にも色々な工夫があるので、探してみてください。

店舗や施設でのバリアフリー

■通路

身体に障害のある人や、ベビーカー利用者などが使いやすいよう、通路の幅を確保し、また段差をなくすなどの工夫がされています。📷📷



■出入口

段差を越えたり、引き戸や押し戸を開けることが難しい人のため、スロープや自動ドアなどが設置されていたり、車椅子使用者などが使いやすいよう、十分な幅を持った出入口としたりするなどの工夫がされています。📷📷



■コミュニケーション支援

設備だけでは「リ」を取り除くことが難しい場合、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、商品を取る手助け、商品の説明をする、筆談などで説明をする 📷📷 などの工夫がされています。また、聴覚や知的、発達障害のある人に対しては、絵を指差して意思を伝えることができるようにするなどの工夫がされている場合もあります。📷📷



道路でのバリアフリー

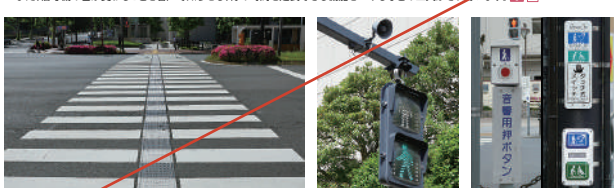
■歩道

駅から公共施設までの経路や、交差点などに線状ブロック・点状ブロックを設置して、視覚に障害のある人に対するガイドとなっています。📷📷



■横断歩道

視覚に障害のある人が安心して横断歩道を渡るように、横断歩道上に道路横断帯（エスコートゾーン）を敷設しています。📷📷 また、信号機の色が変わることを音声で知らせる、青の時間を延長できる機能をつけるなどの工夫がされています。📷📷



■駐車場

車椅子使用者が乗降することを考え、左右の幅が広く、また段差の入り口に近い場所に障害者等用の駐車スペースを設置するなどの工夫がされています。📷📷



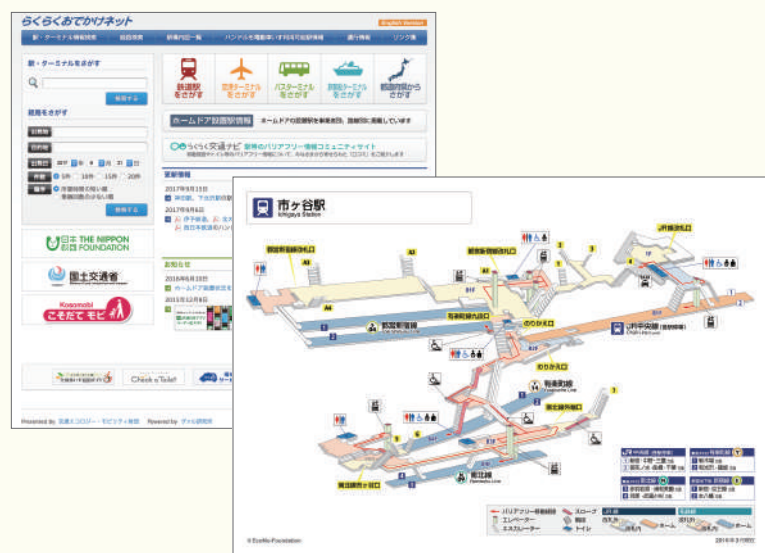
考えよう！「私たちができる行動」

- 点状ブロック・線状ブロックは、上に物が置かれてははその役割を果たせません。自転車や点状ブロック・線状ブロックの上に止めた時、何か物を置いたりすることはやめましょう。また、置いてあったら、通行の邪魔にならない場所などに移動させることも大切です。
- 障害のある人や高齢者などが、信号が青のうちに渡れないなどの状況を見かけたら、周囲に注意し、車に止まってもらうように促しましょう。安全には十分注意してください。

解説

（参考）らくらくおでかけネット

- 「らくらくおでかけネット」は、駅やターミナルのバリアフリー情報、バリアフリー経路情報を提供しているサイトで、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が運営している。
- 鉄道駅、空港ターミナル、バスターミナル、旅客船ターミナルなど、交通機関のバリアフリー情報を検索することができます。



<http://www.ecomo-rakuraku.jp/>

視覚障害者誘導用ブロック

- ブロック上を両足で歩くとは限らない。片足で歩いたり、横に立って杖を滑らせる人もいるため、周囲30cm程度の範囲には障害物となるものを置かないように徹底する。
- 近年景観やデザインを優先する観点から、歩道と同色系・同材質のブロックが増えているが、これでは、弱視の人や色覚に障害のある人にとっては識別が困難となる。

エスコートゾーン

- 視覚に障害のある人が横断歩道を横断する際の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に設置されている誘導ブロックを「エスコートゾーン」という。
- 歩道上の線状ブロックとの連続性を保つように、誘導路から直線的に結ばれている。また、道路上にあるため、自動車走行上の安全面から、歩道上のブロックよりも突起が緩やかになっている。

信号機

- 視覚に障害のある人が横断歩道を安心・安全に横断するために、メロディやビョビョと音が流れる音響式信号機が設置されている。また、「信号が青に変わりました」と人の声で伝える信号機もある。
- 警察庁は音響式信号機のスピーカーの高さをおよそ3.3mと定めている。

駐車場

- 車椅子使用者が円滑に乗降できるよう、左右に1m以上の乗降スペースを設けることが求められている。また、駐車施設及び通路には、車椅子使用者の利用を考慮し、屋根やひさしが設けられている場合もある。

6.こころのバリアフリーを理解し、実践する ①

学習目標

- ★自分のこととして、こころのバリアフリーを捉え、具体的に行動できるようになる。

指導上の留意点

- 施設設備や技術の進歩によって、ハード面のバリアフリー化は日々進んでいるが、一人ひとりの意識の中に、必ずしもこころのバリアフリーが浸透しているとは言えない現状がある。
- こころのバリアフリーを普及促進していくためには、自分の意識の中にあるこころのバリアに気づき、知らないが故の思い込みは捨て、誰もがお互いを理解し、障害を自分の問題として認識する「気づき」を与えることが有効である。
- ハンドブックに記載している例では、視覚に障害のある人にとって安全であるはずの点状ブロック・線状ブロック上が、誰かの無関心というバリアによって、危険な場所になってしまっている。
- 例えば、エレベーターは上下移動に困っている人を優先させる、点状ブロックの上にはモノを置かないなどの単純な理解に留まらず、バリアフリー設備は、誰のための、何のためのものなのかを十分に理解し、その設備の意味、重要性を正確に認識させることが重要である。

解説

- 共生社会の実現に向けて、こころのバリアフリーを普及発展させていくことが求められている。
- 平成29年2月に関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、「こころのバリアフリー」を体現するためのポイントが以下のようにまとめられている。
 - ❶障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
 - ❷障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
 - ❸自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。
- 上記行動計画では、学校教育の取り組みとして、こころのバリアフリーに関する教育を展開することを位置付け、すべての子供達にこころのバリアフリーを指導するとともに、すべての教員等がこころのバリアフリーを理解することが施策として挙げられている。

ポイント

障害の社会モデルに基づく「こころのバリアフリー」を考え、実践する。

バリアフリーは設備面だけではなく、一人ひとりの配慮や行動が重要

- どんなに設備や制度のバリアフリー化が進んでも、それを使用する人々の意識にバリアがあれば、バリアフリーな共生社会は成り立たない。

バリアに対して正しい知識をもつこと

- 社会にあるバリアや障害に対する無関心・知識の少なさが、障害のある人への差別などを生む一因ともなりうる。
- 適切な意識と正しい知識を持つことで、「自分が何をすべきか」が見えてくる。

バリアは自分の行動で取り除くことができる

- コミュニケーションをとりお互いを理解し合い、一人ひとりの考え方や行動で解決できるバリアがある。

「こころのバリアフリー」を考えよう

バリアは、設備を整備しただけでは解消できません。社会の一員であるみなさん一人ひとりが、「その人の立場になって行動を起こす」ことで、バリアフリーは進められ、差別や偏見のない社会をつくることのできるのです。

バリアを感じている人の身になって考え、行動してみましょう

無関心はやめましょう

設備などを整備することによりバリアを取り除いている工夫について紹介してきましたが、それだけでは解決しないバリアもあります。

それは、普段私たちが何気なく行っている行動や発言、また誤解や偏見など、関係性を作り出す「意識上のバリア」です。また、無関心によってバリアを作ったり、バリアを見過ごしたりすることは、困っている人の人権を無視していることにつながりかねません。無関心はやめましょう。

「障害者差別解消法」など、法律によって、障害のある人の人権は守られています。差別という見えないバリアは決して作ってはいけないものです。



みなさんも、体調が悪いとき、物事がうまくいかないときなど、障害のある人と同様の「困りごと」を感じませんでしたか。

具体的には、電車の中で具合が悪くて立ってられないときに、「席をゆずってもらえたらな」と思ったことがあると思います。しかし、なかなか言い出せなかったのではないですか。

障害のある人も同じで、なかなか言い出せずにいます。みなさんが、困りごとを抱えている人の身になって考えると、席に座ってもらう、具体的な困りごとについて聞くなど、行動を起こせるのではないのでしょうか。



人が作っているバリア

また、人が作ってしまっているバリアもあります。それは、自分たちがまちで暮らし、行動しているなかでの何気ない行動が、誰かのバリアになってしまっているということです。それは、障害のある人や困っている人に対し「障害」を作っているかもしれません。

エレベーターは楽だけど・・・



車椅子使用者はエレベーター以外の移動手段がなく、またベビーカー使用者など優先すべき人がいます。このような人がいるときにはそれらの人の利用を優先し、必要に応じて周りにも声をかけましょう。

点状ブロック・線状ブロックの上にかばんが・・・



点状ブロック・線状ブロックは、視覚に障害のある人が移動する際にとても重要なものです。しかし、その上にかばんや荷物などを置いてしまうことで、使う人にとってのバリアとなってしまいます。特に駅のホーム上では転落など大きな事故につながりかねません。絶対にやめましょう。

こころのバリアフリーを実践しよう！

コミュニケーションをとろう！

障害のある・なしに関わらず、お互いの理解を深め、コミュニケーションをとることが「こころのバリアフリー」の実践です。

- 多様なことに「バリア」を感じている人がいるということを理解し、その人の立場になって行動ができる人になる。
- 多様な人々が、ともに生きていく社会をつくるための「障害の社会モデル」（障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である）の視点を持つ。
- バリアを感じている人のために自分は何ができるかを考え、またコミュニケーションをとってバリアを取り除くことを実践する。

授業の流れ

- 1 人が作っているバリアに気づく**
施設の整備だけでは解消されない、意識上のバリアに気づく。
- 2 自分が当事者として作っているバリアに気づく**
日々の行動の中で、自分が作っているかもしれないバリアを考える。
- 3 こころのバリアフリーを実践する**
困っている人の身になったコミュニケーションを学ぶ。

解説

当事者との交流

- こころのバリアフリーの真の実現には、障害のある人と障害のない人が交流、対話を通じて互いに理解し合うことが不可欠となる。
- その理由としては第一に、バリアフリーについて学習しただけでは、声をかけたりすることが、なかなか実践できない場合もある。そのためには、日頃から障害のある人との交流が望まれる。
- 小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子どもと障害のない子どもとの「交流及び共同学習」を積極的に設けるよう示されている。そのため、より早い段階から学校教育の一環として取り入れることが大切である。
- 第二に、できるだけ早い時期に、障害について思っていることを率直に話したり、聞いたりするなど、意識上のバリアをなくすきっかけを作る機会が必要である。大人になると、疑問に思っていることを素直に聞けなくなったり、そもそもその機会がなかったりする。こういった経験が、将来誤った知識などによる誤解や偏見の芽をなくすことにつながるのである。
- 全国には、地域の社会福祉協議会やボランティア団体、福祉団体等が存在し、地域住民同士の交流活動や普及啓発活動を実施している。ホームページで情報を公開したり、相談窓口の設置などを行っているため、積極的に当事者との交流を実施してほしい。（P26に示す、主な障害者団体の連絡先も適宜活用）
- また、こころのバリアフリーについて、多くの関係団体、自治体等がパンフレット等を作成している。こころのバリアフリーの普及促進の観点から内容を吟味し、授業等でこれらを併せて活用することも有効である。
- 一人ひとりが、「社会にあるバリアを理解したい」「社会にあるバリアフリーの取り組みについて知りたい」などといった気持ちを持つことが、意識上のバリア解消の一歩となる。

生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例：自分が作っているバリアはあるか

【問いかけ例】

- 自分の知識不足などにより、障害のある人にとってのバリアを作りだしていないか。

6.こころのバリアフリーを理解し、実践する ②

学習目標

- ★自分のこととして、こころのバリアフリーを捉え、具体的に行動できるようになる。

指導上の留意点

- 声のかけ方の事例を参考に、自分ができることを具体的に考えさせ実践できるように促す。ただし、困っている状況だと判断した場合には声をかけることが必要であって、特に困っていないと思われる場合には、むやみに声をかけたり、過剰な関心を向けたりしないことも、人と人との関わり方として大切である。
- 「何に困っているのか」「配慮をすべきことがあるのか」は声をかけてコミュニケーションを取ってみなければわからない。困っている人を見かけたら、まずは声をかけてみることを実践するよう指導する。
- 「実は困っていないかもしれない」「断られたら不安だ」など、消極的な気持ちになるかもしれないが、聞いてみなければ、多様な困りごとを理解することはできない。まずは「聞く」ことが重要である。
- 聞いてみた結果断られたとしても、「折角声をかけたのに」「恥ずかしい」などと思わずに、この人は大丈夫なのだと思う心構えが大切である。例えば視覚に障害のある人に、ホーム上での誘導を提案した際、慣れている場所だからという理由で断られる場合もありうる。必要ないと言われたら、相手の意志を尊重し、必要以上にしつこくしないことが重要。ただし、駅のホームなどの危険な場所は、何かが起こるかもしれないため、関心を向けておくことが大切である。

【このようなことも留意する必要があります】

- 視覚に障害のある人の場合、通い慣れたところで声をかけられると、方向がわからなくなってしまう、かえって危険な場合がある。
- 落ち込んでいるときや気分が乗らないときは、冷たい受け答えになってしまうことがある。
- 声をかけてもらい嬉しいのに、突然のことでパニックになってしまい、うまく受け答えができないことがある。

解説

- まちを歩いているとき、困っている人を見かけても、どうしたらよいかわからずに知らないふりをしてしまったり、何と声をかけたらよいかわからなかったりした経験がある生徒もいるかもしれない。そんなときには相手の身になって、その人が何に困っているのか想像力を働かせてみるように指導を心がける。
- 「大丈夫ですか」と声をかけられると、反射的に「大丈夫です」と答えてしまうこともある。お互いに意思表示がしやすくなるような接し方を心がけ、声をかける際に「ドアを開けましょうか?」「荷物をお持ちしますよ」などの具体的な提案をするといった工夫についても考えてみるのが大切である。

ポイント

できることからはじめてみる

コミュニケーションの仕方の一例を学ぶ

- コミュニケーションの重要性を学んだら、事例を通して実際にどのように関わるとよいのかを学び、実践できるようにする。

押し付けはNG。相手の気持ちを尊重した対応を

- ただし、関わり方にオールマイティな正解はない。こうした方が良いという一方的な思い込みによる押し付けはせず、コミュニケーションを通じて、相手に応じた適切な対応ができるように配慮することが重要である。

困っている人を見かけたら、声をかけてみよう!

社会環境に「バリア」があることによって、困っている人がいます。まちなかや駅、学校など、さまざまな場所で、バリアに困っている人を見かけたら、あなたはどのようにしますか。自分が困っている人の立場になって想像すると、何をしたらよいでしょうか。

バリアによる困りことはさまざまです。自分はどんなことができるのかを考え、またわからない場合にはどうすればよいのかを「聞く」ということが重要です。困っている様子がわかったら、困りごとに応じて声をかけてみましょう。

困っている人を見かけたら、あなたは
何と声をかけますか?



「○○しましょうか?」

困っていることがわかり、自分が何をすればよいかが察知できたら、「私が○○しましょうか?」などと声をかけてみましょう。具体的な提案をすると、わかりやすいでしょう。

ポイント

- 遠慮せず声をかけましょう。付添いや介助者でなく本人に声をかけましょう。
- 見ることが困難な人には、正面または横から声をかけましょう。
- 聞くことが困難であることがわかった場合には、文字や絵を書いたりして伝えてみましょう。

わからなければ、何ができるか「聞く」

困ってはいそだけれど、何に困っているのかはわからない、またどんなことをすべきかわからないという場合もあります。そのような場合には、「何かお困りでしょうか?」「私ができることがありますか?」などと「聞いて」みましょう。

ポイント

- 困っていてサポートが必要な場合には、具体的にその内容や方法を聞きましょう。
- 相手の気持ちを尊重し、言われたこと以外はしないようにしましょう。

見ることに困難を感じている人に対しては・・・

- 急に手を引いたりするなどびっくりさせるのは危険です。正面から「何かお困りでしょうか?」などと声をかけましょう。
- サポートをするときには、「これ」「それ」などのあいまいな説明ではなく、「あと5メートルほです」など、具体的に説明しましょう。

聞くことに困難を感じている人に対しては・・・

- 声をかけても反応がない場合は、「無視している」などと思ったりせず、ゆっくりと口を開いて話しかけましょう。口の動きを見てわかる人もいます。
- わからない場合には、紙に書くなどでコミュニケーションがとれます。

動くことに困難を感じている人に対しては・・・

- どんな移動を望んでいるかを確認して、エレベーターに誘導したり、荷物を代わりに持ったりしましょう。

伝える・理解することに困難を感じている人に対しては・・・

- ゆっくり、やさしい口調で声をかけ、様子を見てから「何に困っているか」を具体的に聞きます。リラックスさせることが重要です。

声をかける、聞いてみることから、コミュニケーションが始まります。多様な人々とのつながりを広げていくためにも、コミュニケーションを積極的に行っていくことが重要です。

授業の流れ

1 事例から声のかけ方を学ぶ

- 困っている人の身になって、どんなことが望まれているか考える。

2 「聞く」こと

- 対応がわからないときは、気づかないふりではなく、聞いてみる大切さを学ぶ。

3 心身機能の障害をもつ人によって注意すべき点を学ぶ

- 心身機能の障害による配慮事項を学習し、声をかける際の注意点を学ぶ。

生徒が主体的に取り組むべき課題

課題例: バリアに直面し困っている人を見かけたとき、自分が
できる声のかけ方を考える

【問いかけ例】

- 記載しているシチュエーションごとに、吹き出しにある声かけ例を参考に、相手が何に困っているのか想像力を働かせながら、自分ならどのように声をかけるかを考えさせる。

☞「高齢者が重い荷物を持って階段を登っている」、「視覚に障害のある人が横断歩道で信号が青に変わるのを待っている」などの場面を見かけた時・・・など。

☞「すみません」「大丈夫ですか?」よりも、「荷物を持ちますよ」「信号が青に変わりました」などといった具体的な提案や案内になっているか。

- ハンドブックP19-20にも、障害のある人が実際に体験した事例を挙げている。これらも参考に、どのようなコミュニケーションが必要なのかを考えさせる。

指導上の留意点

- 声のかけ方は、人それぞれではあるものの、どのように接するかという「心構え」の部分に関してはある程度共通点がある。これらを前提として、最低限のマナーや配慮をもって声をかけるよう指導する。

解説

- 本書は、障害の社会モデルに基づく、こころのバリアフリーの考え方を指導するための入門書であり、障害のある人に対する接遇の方法については掲載していない。そのため、障害の社会モデルの考え方を理解した上で、もっと学びたいと思う生徒に対しては、各障害者団体や自治体等が作成している接遇方法についてのパンフレット等を活用し学習を深めるように促す。

バリアフリーに関するサイン、シンボルマーク

バリアフリーに関するサイン・シンボルマーク

色々な場所に目を向けて、これらのサインやマークを表示しているところを見つけてみましょう。

障害者のための国際シンボルマーク

車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。

視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響装置付信号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。

ベビーカーマーク

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備をあらわしています。

耳マーク

聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。

ハート・プラスマーク

身体の内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいいため、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするように東京都福祉保健局が作成したマークです。

オストメイトマーク

オストメイト(人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。

運転者車両標識

障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するときに車に表示するマークです。

<ご覧になった方へ>

「もっとこういう冊子に」「もっとこういう情報が欲しい」などのご要望・ご意見がありましたらご連絡ください。スバイラルアップ(継続的改善)の観点から、適時この冊子を見直し、みな様の声でよりよいものにしていきたいと考えております。

発行：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 ☎ 03-5253-8111(代表)

作業協力：社会システム株式会社 イラスト作成：加藤マカロン

2018.03

解説

- ・外見からはわからないケースも多いため、マークをつけて周りへの配慮を求めている。まずはマークの種類と意味を理解し、まちなどで実際に見かける事があれば、理解と配慮に努めることが求められる。

その他の主なシンボルマーク

マタニティマーク

妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、厚生労働省が定めたマーク。特に妊娠初期は外見からはわからないため、妊産婦がこのマークを身につけることにより、周囲からの配慮を得やすくする目的がある。

介護マーク

介護者が介護中である事を表すため、静岡県が作成したマーク。異性のトイレの介助などで、偏見や誤解を受けるケースも多いため、周囲への理解を得やすくするために作成された。

盲導犬マーク

視覚に障害のある子どもに配慮されたおもちゃについているマーク。手触りや音で違いを識別できるよう工夫がされている。

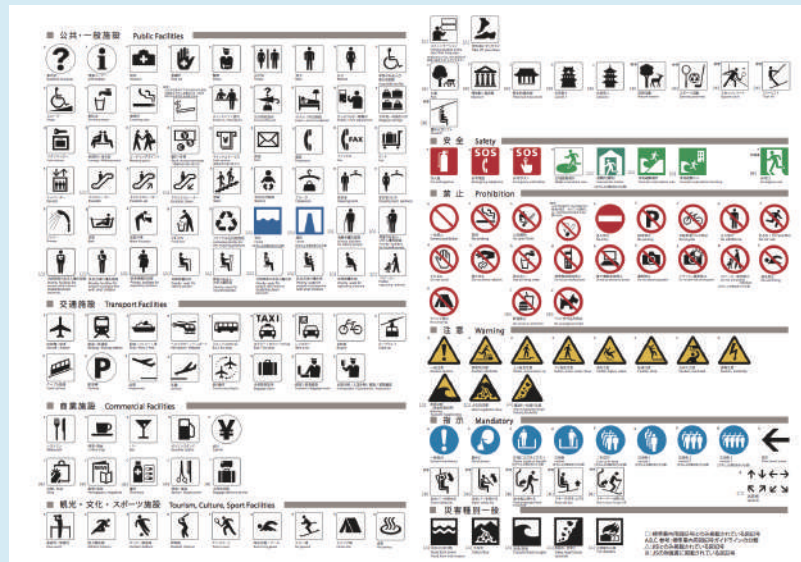
うさぎマーク

聴覚に障害のある子どもに配慮されたおもちゃについているマーク。音の強弱の調整ができたり、光、振動、動き、文字、絵等で違いがわかるように工夫がされている。

標準案内用図記号

- ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものを示すことを目的として、平成13年(2001年)3月、「標準案内用図記号ガイドライン」を策定した。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、よりわかりやすいサイン環境を目指すため、平成27年度より2ヶ年度にわたり標準案内用図記号の見直し及び追加の検討を行い、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」として取りまとめた。また、ガイドラインに示された標準案内用図記号の多くがJIS(日本工業規格)化されている。

JIS規格化された標準案内用図記号の例



http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_jis110.html

自分にとってのバリアを考えてみよう

ポイント

「学校や社会の環境」の中に、バリアを作っている原因を見つけてみよう!

①他人とは違うところ、やりたいことができないと感じる自分の特徴		
②自分にとってのバリアは何か?	「バリア」に感じていること	
	バリアによって生まれている困りごと	
③なぜそんなバリアがあるのか?		

「バリア」と「心身機能の障害」を障害の社会モデルで考えてみよう！

ポイント

『障害の社会モデル』の視点で説明できているか、確認してみよう！

障害の社会モデルの視点

『障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である』

・今の社会に存在する 具体的なバリア	
・解決策	

主な障害者団体の連絡先(例)

※本ハンドブックの作成にご協力いただいた団体を中心に掲載しています。
この他にもさまざまな団体が活動しています。

名 称	URL	電話番号
一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	https://jddnet.jp/	03-6721-7817
公益社団法人 全国精神保健福祉社会連合会	http://seishinhoken.jp/	03-6907-9211
社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会	http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/	03-3413-6781
一般財団法人 全日本ろうあ連盟	https://www.jfd.or.jp/	03-3268-8847
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	http://nichimou.org/	03-3200-0011
全国手をつなぐ育成会連合会	http://zen-iku.jp/	077-572-9894
認定NPO法人 DPI日本会議	http://dpi-japan.org/	03-5282-3730
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	http://nissinren.or.jp/	03-3565-3399

主な支援・関係団体等の連絡先(例)

近隣の関係団体の連絡先を予め把握しておきましょう。

名 称	URL	電話番号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会	http://www.shakyo.or.jp/	03-3581-7851
公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団	http://www.ecomo.or.jp/	03-3221-6673

地域の障害者団体・支援団体等の連絡先

名 称	所在地	電話番号

行政

名 称	URL
国土交通省 バリアフリーユニバーサルデザイン	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/
内閣府 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進	http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html
文部科学省	http://www.mext.go.jp/

参考資料

名 称	URL
内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html

※内閣官房では、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に定められた「心のバリアフリー」の考え方を踏まえた教材を公開しています。

- ①「心のバリアフリー」を分かりやすく学ぶことができるアニメーション教材
- ②「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムの映像教材（障害当事者の「困りごと」についてのインタビュー動画）